

商標登録料金基準の調整に関する公告

財政部、国家発展改革委員会の財政・租税【2017】20号文書により、2017年4月1日から、商標登録の料金基準を50%低減する。

具体的な料金項目及び基準は以下の通り。

料金項目	料金基準
商標登録出願受理费	300元(1区分あたり商品10個に限定。10個以上の商品がある場合、超過部分の商品は、1個ごとに30元を追加する。)
商標登録証再発行料	500元
登録商標譲渡申請受理费	500元
更新登録料	1,000元
更新登録料の割増登録料	250元
商標評審受理费	750元
登録項目変更料	250元
商標登録証明書交付料	50元
団体商標登録出願受理费	1,500元
証明商標登録出願受理费	1,500元
商標異議申立料	500元
登録取消申請料	500元
商標使用許諾契約届出料	150元

商標局
2017年3月30日